

2019年度第5回明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会

議事概要

日時：2020年（令和2年）1月21日（火）13:30～15:30

場所：明石市役所 議会棟2階 大会議室

1. 開会

2. 議事(1)関係機関等の取組のご紹介

委員)

資料①-1に基づき説明。

委員)

資料①-2に基づき説明。

委員)

資料①-3に基づき説明。

また、資料は無いが、前回協議会でご意見のあった点（2019年度第4回協議会：昨年度にJR・山陽明石駅周辺のバリアフリーチェックをした際に、明石公園にあるトイレが夕方5時以降は鍵がかかっており利用出来ないとの報告があった。ハードの改善と共にソフトの改善もお願いしたい。）に関し、明石公園にある多目的トイレの利用時間が制限された経緯について報告する。

多目的トイレが個室であるため、過去に落書きや焚火などの迷惑行為が頻発していた。対策にあたり、職員が巡回していたが、勤務時間外については対応出来ない状況にあった。その後、明石駅前派出所とも相談し、職員の勤務時間外に巡回をお願いしたが、常に巡回は出来ていない状況にあった。

その結果、安全管理の観点から、勤務時間内の最終巡回の際に多目的トイレの鍵を閉めているという現状である。

市が進めている「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」など、明石駅周辺においてトイレ整備を進めているとのことであるため、そちらを案内するなど、協力していきたいと考えている。

委員)

資料①-4に基づき説明。

委員)

資料①-5に基づき説明。

委員)

グリーンスローモビリティが公道を走行する際の事故について懸念している。車両強度が充分であるかをお伺いしたい。

委員)

強度については、車両メーカーが開発を行い、国より認可が下りたため公道を走行できると理解している。横にドアがないので、車両からの落下や飛来物にぶつかる危険は想定されるが、本車両は低速走行しかできないため、一定程度の安全が確保できていると考えている。

委員)

車両自体は心配していない。他車両から衝突される等のもらい事故を心配している。

委員)

公道を走行するので事故の予測はできないが、安全なルートの確保も含めて検討したい。

会長)

車両の安全性については、車検を通っているので問題ないと思うが、衝突された時の問題はご指摘の通りかと思う。グリーンスローモビリティは、車両交通の多い道路には向かない。京都府和束町では、茶畑の中を縫うようゆっくり走行しており、道路が狭く、交通量も少ないため、衝突する心配も少ない。本市の運用については、今後の検討課題かと思う。

委員)

電動で時速 20km とのことであるが、接近・通過時の音はどうか。警笛はついているのか。視覚障害者の場合、接近する車両の音が重要である。狭い道を通るとのことであるので、擦れ違い時の危険も不安に感じる。

委員)

モーターで動くので、エンジン車ほどの音はしない。警笛はついているので、危険な際は警笛を鳴らすこととなる。ただし、本車は低速走行なので、運転手が周囲の安全に留意することで、その点はカバーできるかと思う。また、車の接近を知らせる意味で、音楽を流して走行する等運用について検討したい。

会長)

電動自動車はあえて音を出すよう、義務付けられている。音楽についてはアイデアとして面白いと思う。

なお、本車は車両が小さく、車いすが乗せられない。改良も進んでいるが、そこも課題。

委員)

市内小中学校の避難所のバリアフリー状況について確認したい。災害時要配慮者のために、市は福祉避難室を小中学校に設けている。その福祉避難室がどこに設置されるのかも、本資料に記載して頂きたい。

小中学校のバリアフリー化については、支援が必要な児童の有無によって、優先順位を定めるとのことであるが、阪神淡路大震災の時に指摘されたように、バリアフリー化されていない学校は障害者や高齢者が避難生活に大きな不便を生じるので、率先して整備する必要があるのではないか。

会長)

数字の表だけではなく、何が課題なのかわかるような資料を教育委員会の方からご提供をお願いしたい。その際に、委員のご指摘についても対応をお願いしたい。

副会長)

明石公園の多目的トイレの利用時間に制限があることについて、過去に落書きや破損事故があったことが経緯であることは理解した。しかし、多目的トイレのみが利用制限されることは問題ではないか。障害者差別解消法の施行以降同様の相談が国交省の相談窓口に寄せられ、管理者側の都合により、利用者の利便を無視するような運用は問題であるとなり、解決に至った事例があった。障害者と健常者が同じように利用できることが基本である。「障害者差別解消法」や「障害者配慮条例」に照らして、引き続き、見直し・点検をお願いしたい。

会長)

悪質な利用者もあり、管理者の事情も分かるが、市民に節度ある使い方や多目的トイレが必要な人がいるということを周知してほしい。繰り返し市民に訴え、改善された事例もある。

3. 議事(2)2019年度第4回協議会で頂いた主なご意見

議事(3)明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(修正案)

事務局)

資料②、資料③-1、資料③-2に基づき説明。

委員)

8頁「2.5基本理念の実現に向けた基本目標」として7つの目標があるが、全国に発信するに相応しい大事なことが記載されている。ただし、目標②が「当事者・市民参画による計画の推進」となっているが、「計画・事業の推進」とした方が、内容にふさわしいし、計画だけでなく事業も当事者参加で進めることがわかって良いのではないかと。

資料①-4 小中学校のバリアフリー状況について、エレベーターと多目的トイレの設置の有無は整理されているが、それが避難所として利用できるのかも確認してほしい。また、その情報を資料編として本計画に添付し、市民の方に周知するとともに、災害時に利用して頂く第一歩として頂きたい。

委員)

総合福祉センター新館 2 階にある飲食スペースについて、以前は店員が注文を聞きに来てくれたが、現在は券売機に変わり、視覚障害者が利用できなくなった。変更する際には、当事者に不便がないか、よく確認してほしい。

会長)

券売機や銀行 ATM 等の機械化はよいが、障害者が利用できるような配慮が必要である。民間事業者は当然のこと、市としても業界に働きかける等をお願いしたい。アナウンスや点字を貼る等の改善策はあるかと思う

委員)

資料-18 頁、心のバリアフリーの項目のみが全てマイナスとなっており、特に知的・精神障害者等への「見た目ではわからない障害への理解」が不十分となっている状況である。

資料-14 頁、(5)心のバリアフリーにおいては、「見た目ではわからない障害を理解してほしい」「バリアフリー教育」が突出している。

手話体験教室などの福祉教育はされているかと思うが、精神・知的障害者への対応も含めて、より充実させてほしい。

会長)

知的・精神・発達障害を中心に、見た目ではわからない障害の方への配慮が重要である。小中学生のバリアフリー教育は、現場ではどのように行っているのか。

オブザーバー)

市内小学校では、4 年生を中心に福祉教育の一環として、市内全校でバリアフリーに関する福祉教育を実施しており、継続した取組とする必要があると考える。

委員)

小中学校のバリアフリー状況について、明石養護学校が記載されておらず、避難所としての位置付けについてお伺いしたい。また、団体では明石養護学校を福祉避難所として位置づけることを、各方面に依頼している。重度障害児は普通の避難所では対応が難しい。

明石運転免許試験場・自動車学校は来訪者が多く、生活関連施設としての位置づけを検討できないか。周辺は車やバスの往来があり、道路についても拡幅等の改善が必要だと思う。

事務局)

現状、明石養護学校は一次避難所として指定されていない。市内では2箇所の福祉避難所と、病院、福祉施設、民間との協定に基づく施設を位置づけている。

委員)

明石養護学校が一次避難所に指定されていない経緯は、推測ではあるが、一般避難所として誰もが来るということであっては、対応出来ないからであると考え。

福祉避難所は基本的に高齢者や障害の種別を問わず支援を要する人に来てもらう場という位置付けである。明石養護学校を福祉避難所とした場合、身体障害以外の方をケアするのは先生方には難しいので、当然、市のスタッフが従事することになるかと思う。ご意見を伺ったので教育委員会と調整する。

委員)

高齢者は現在、市内で8万人、高齢者率が26%となっており今後も増えていくと考える。高齢者が引きこもることのない、外出できる機会の検討をお願いしたい。

委員)

24頁「(1)当事者参画と支えあいによる地域防災ネットワークづくり」のところで、福祉避難所では緊急時・災害時の際に医療関係に協力してもらっている。人工呼吸器使用者への対応や精神疾患患者への投薬など、薬剤師からの協力等も可能ではないかという意見があったため、行政、地域、事業者等に加え、「医療機関」を追加して頂きたい。

委員)

インクルーシブ条例検討会の会長が、避難所を「第二の被災地」と呼んでいる。阪神淡路大震災から25年がたったが、改善されていないことを表す言葉である。

熊本地震の際には、ストレッチャーを利用した重度障害者の多くは、諦めて壊れかけた自宅に戻るケースが多数確認された。視覚障害者にとっては、避難所の中で貼り紙による情報提供がなされる中で情報が不足し、トイレ利用も不自由を感じ、各地を転々とされた方もいた。聴覚障害者については、食事の配給等を声で情報提供することが多く、食事や毛布の配給に気付かなかったという方もいた。ソフトの配慮が第一に必要であるが、実質的に広いスペースとトイレがなければ、車いすや重度障害者は避難ができない。知的・精神障害者への合理的配慮をした広いスペースも必要。また、熊本地震でも、避難所に指定されていない養護学校や訓練所が当事者の意見から後付けで指定された。

本協議会で、避難所や災害時の問題が議論されることになったことをきっかけに、防災の立場からでもこういった議論が続き、当事者参画で災害時対応を検討することが重要と感じた。この25年間、現場の課題や研究をレビューしたが、課題解決できていない原因や当事者参画で対応を考えずに、机上の論理で考えている。「一般の人がきたら困る」「支援者が配置できないと位置付けられないので」という計画論としては正しいが、実際に災害がおこると対応できないのが現実である。

心のバリアフリーが進んでいないという指摘があったが、災害時にはそれが顕著に表れる。特別な配慮をしないから障害が生まれる。特別という言葉ではなく「合理的な」配慮をどのように健常者と障害者と共に考えていけるのかを考える場が必要かと思う。

委員)

ストリートピアノのイメージ図をいれて頂きありがたい。神戸駅だけでなく、西神中央駅にもピアノがおいてあり、徐々に広まっているので、明石市でも実現できたらと思う。

委員)

市民広場に暗幕をつけて頂けるということで大変ありがたい。いつから対応されるのか。

委員)

暗幕やパネルは既にあるが、市民広場の利用者に周知しないと意味がないので、継続して周知を行う。

委員)

47頁「西新町周辺地区」について、県立がんセンター、兵庫県立大学は地域では重要な施設として捉えているため、生活関連施設として設定して頂き、感謝している。

資料1-④市内小中学校避難所に記載されている衣川中学校について、3階以上が避難所となっていたと思うが、記載の1階は、地震発生時なのか水害時なのかお伺いしたい。

オブザーバー)

記載されている階層及び避難場所は、あくまでも大型の災害時の避難所であり、衣川中学校においては、体育館のアリーナ部分が避難所として開設される。3階以上は、津波被害で逃げ遅れた際の一時避難場所として指定しているのが現状である。

委員)

資料①-1に基づき説明。

4. 今後のスケジュール

事務局)

資料④に基づき説明。

会長)

パブリックコメントについて、各団体等において周知徹底をお願いし、多くの方のご意見を頂きたい。

以上で本日の議題は終了するが、今回事務局が示した修正案について、可能な限り、本日の協議会での意見を反映し、パブリックコメントにかけるということで良いか。

(異議無し)

副会長)

避難所となる学校の追加、地区の範囲の見直し、松が丘地区という新しい地区の追加、独自のモデル地域など、明石市ならではの工夫をして頂いた。これで完成ではなく、これから5年間のベースとなるものなので、委員の皆さんやお知り合いの方に周知し、たくさんの方に意見を寄せていただくことを祈念して総括とさせていただきます。

5. 閉会

以上